

別表五の二（一）付表二 「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結子法人の当該連結事業年度末における連結個別利益積立金額又は当該事業年度末における利益積立金額のうち、令第9条第1項第4号《利益積立金額》に定めるいわゆる投資簿価修正の対象とされていないもの（修正未済額）を計算するために使用します。

（注） この明細書は、連結子法人に係るもののみを作成します。したがって、連結親法人に係るこの明細書の作成は要しません。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人名を記載するとともに、かつこの中に連結子法人名を記載します。 また、連結子法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合（法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日にその分割型分割を行った場合を除きます。）のその分割型分割の日の前日の属する事業年度又は法第4条の5第1項若しくは第2項（同項第4号又は第5号に係る部分に限ります。）の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合（法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除きます。）のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告をする場合には、その連結子法人名を記載します。	
「最終利益積立金額 2」	令第9条第4項第1号ロ《利益積立金額》に規定する最終利益積立金額を記載します。	
「前期までの修正額 5」		前期以前において、平成17年改正前の旧別表五の二（一）付表の「Ⅱ 連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうち当該連結子法人に係る金額の計算に関する明細書」の「⑥」欄に金額の記載がある場合には、その金額を含めて計算しま

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
			す。
「当期の修正額 6」		その連結子法人の株主等である連結法人（その株主等であった連結法人を含みます。）において、その連結子法人の令第 9 条第 3 項第 1 号に掲げる金額につき同項の規定の適用を受けた金額を記載します。	連結子法人が平成 17 年 3 月 31 日以後に解散（合併による解散を除きます。）をした場合には、令第 9 条第 5 項の規定により計算した金額を記載します。
「適格合併又は適格分割型分割による調整額の計算」の各欄	各欄共通	次に掲げる場合に記載します。 (1) 当期以前に自己を合併法人とする適格合併を行った場合 (2) 当期以前に自己を分割法人又は分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合	平成 17 年 4 月 1 日以後に適格合併又は適格分割型分割が行われる場合に記載します。
	「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた最終利益積立金額 15」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人が適格合併の日の前日の属する事業年度において作成するこの明細書の「4」欄の金額 (2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合 分割法人が適格分割型分割の日の前日の属する事業年度において作成するこの明細書の「22」欄の金額	
	「当期の適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた既修正額 19」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 当期において、連結グループ内で自己を合併法人とする適格合併を行った場合 被合併法人が適格合併の日の前日の属する事業年度において作成するこの明細書の「9」欄の金額 (2) 当期において、連結グループ内で自己を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合 分割法人が適格分割型分割の日の前日の属する事業年度において作成するこの明細書の「23」欄の金額	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「年度又は連結事業年度である場合」の各欄 「当期が適格分割型分割の日の前日の属する事業	各欄共通	自己を分割法人とする適格分割型分割を行った場合において、当期がその適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度であるときに記載します。	
	「分割移転割合 21」	令第 9 条第 4 項第 2 号イの分割移転割合（令第 9 条第 1 項第 9 号に規定する割合をいいます。）を記載します。	令第 9 条第 1 項第 9 号に規定する割合とは、分割法人の期末時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額のうちに分割法人の期末時の移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を減算した金額の占める割合をいいます。

3 根拠条文

法 2 十八、令 9